電 力 需 給 契 約 書 （案）

京都府（以下「甲」という。）と＜落札決定後記載＞（以下「乙」という。）とは、宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙「仕様書」（以下「仕様書」という。）及びこの契約の条項に基づき、甲の宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第２条　この契約の要領は、次のとおりとする。

（１）契約電力　　常時電力
　その１箇月の最大需要電力と前11箇月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（２）契約金額　　別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）のとおり
（単価表の各金額には消費税及び地方消費税を含む。）

（３）供給場所　　仕様書のとおり

（４）契約期間　　仕様書のとおり

（５）電力需給期間　仕様書のとおり

（６）供給仕様等　　仕様書のとおり

（７）予定数量　　仕様書のとおり

（８）契約保証金　　＜落札決定後記載＞

（９）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（権利義務譲渡の禁止）

第３条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（秘密を守る義務）

第４条　甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）にかかわらず、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（契約の変更等）

第５条　甲が、契約電力を超えて電気を使用した場合には、契約超過金を支払うものとする。この場合において、京都府を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）の最終保障供給約款（以下「供給約款」という。）を原則として、その支払条件は協議により決定する。

２　甲が契約電力を超えて電気を使用する等、契約電力が不適当と認められる場合は、すみやかに甲乙協議のうえ契約を適正なものに変更するものとする。
３　契約期間内に契約電力を変更するときは、甲は供給約款の規定により乙に清算金を支払うものとする。

（電力量の計量）
第６条　乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）及び最大需要電力を、毎月、別添資料（宮津湾浄化センター）に記載された前月計量日の０時から当月計量日の前日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力計に記録された値により計量し、その結果について甲に報告するものとする。
２　乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

（力率割引等）
第７条　力率割引及び割増は、仕様書によるものとする。

（燃料費等調整）
第８条　燃料費等調整額（燃料費調整額及び市場価格調整額）は、仕様書によるものとする。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
第８条の２　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給約款の規定によるものとする。

（料金の算定）
第９条　電力料金は、第２条第１号に定める契約電力に単価表の基本料金単価を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）に計量期間にかかる使用電力量に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、基本料金は、第７条の規定により算定された力率割引又は割増を行うものとし、電力量料金は、第８条の規定により算定された燃料費等調整額を差し引き、又は加えるものとする。
２　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、計量期間に係る使用電力量に第８条の２に基づき算出された料金を乗じた額とする。
３　基本料金及び電力量料金の単価については、京都府を供給区域とする旧一般電気事業者の料金及び単価変更並びに供給条件の変更があっても、契約期間中の変更は原則として甲乙共に応じないものとする。ただし、電力関係の制度変更等による甲乙の不可抗力に起因する場合においては、甲乙協議の上で変更することができる。

（料金の支払等）
第10条　乙は、第６条の規定による計量をしたときは、月毎に前条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、甲に対し、適法な請求書により請求するものとする。
２　甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、計量日の翌日から30日以内（以下「約定期間」という。）に乙に料金を支払わなければならない。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
３　甲は、約定期間内に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、供給約款に基づき計算した遅延利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき算定した額を下回る場合は、当該金額とす

る。）を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。また、金融機関との取引の都合等により約定期間内に２回以上の支払い機会がないときは、２回目の支払い機会を得るまでの期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（単位及び端数処理）

第11条　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

（１）契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は少数点以下第１位を四捨五入する。

（２）使用電力量の単位は１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（３）力率の単位は１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（４）料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

（１）乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。

（２）乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。

（３）前２号に掲げるほか乙がこの契約に違反し、この契約の目的が達せられないと認められるとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲は、予定使用電力量が、予定電力量の３分の２以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙はこの契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第12条の２　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第１項に規定する納付命令又は第64条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

（２）乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（３）前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

（４）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第12条の３　甲は、業務が満了するまでの間は、第12条第１項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等）

第12条の４　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき動力費が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

２　甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

第13条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定電力量から既に納入された電力量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の１を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第２項の規定により第２号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

（１）第12条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律

第154号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　甲は、第12条第２項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定電力量から既に納入された電力量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の１を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第14条　乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が契約を解除する場合は、乙は、供給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

（損害賠償の予定）

第14条の２　乙は第12条の２各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

３　契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が契約を解除する場合は、乙は需給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は乙にその精算金等を支払うものとする。

（期限の利益の喪失）

第15条　第13条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第16条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（接続供給契約等の義務）

第17条　乙が、電気事業法第２条の２の規定により登録された小売電気事業者であるときは、乙は、当該一般送配電事業者との間に、乙がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を提携し、その確認ができる書類の写しを甲に提出しなければならない。

（契約保証金）※　契約保証金免除の場合は削除

第18条　甲は、第２条第８号の契約保証金を第13条第１項の違約金に充当することができる。

２　甲は、契約期間の最終月の履行に伴う第６条第１項の計量終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

（関係法令の遵守）

第19条　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第20条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、供給約款を参考に、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　京都府流域下水道事務所

所　　長　　高　橋　　正　治　　印

乙　　登録番号　T

住　　所

氏　　名　　印

（別紙）

契 約 単 価 表

需要場所　　宮津湾浄化センター他
電力需給期間　別添資料（宮津湾浄化センター）のとおり

1　基本料金

常　時　電　力	単価（円/ｋW）
宮津湾浄化センター	円　　銭
獅子崎中継ポンプ場	円　　銭
鶴賀中継ポンプ場	円　　銭
須津中継ポンプ場	円　　銭
四辻中継ポンプ場	円　　銭
堂谷中継ポンプ場	円　　銭

2　電力量料金

需要場所	区　　分		単価（円/ｋWｈ）
宮津湾 浄化センター	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭
獅子崎 中継ポンプ場	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭
鶴賀 中継ポンプ場	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭
須津 中継ポンプ場	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭
四辻 中継ポンプ場	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭
堂谷 中継ポンプ場	夏　季	７月･８月･９月	円　　銭
	その他	夏季を除いた月	円　　銭

注１　上記１及び２の契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
　２　上記１の常時電力の基本料金単価は、力率85パーセントのものである。
　３　上記２の電力量料金単価は、燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の単価を含まない額である。